

「同一労働同一賃金」説明会のご案内

～非正規雇用労働者の処遇改善に向けて～

説明会の概要

同一企業内における正社員と非正規社員の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、非正規労働者の処遇改善に向けて、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法が改正され、2020年4月1日に施行されます。

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日

青森労働局では、事業主の皆さまに対して、改正法のポイント及び同一労働同一賃金への対応に向けての取組手順等を説明します。

- 〈主 催〉 青森労働局 〈共 催〉 青森働き方改革推進支援センター
- 〈日 程〉 下記のとおり、県内6か所で開催します。
- 〈内 容〉 裏面のとおり
- 〈参加費〉 無料
- 〈対 象〉 企業の経営者、人事労務担当者等
- 〈申込方法〉 裏面の申込用紙により、お申込みください。

説明会開催日程

開催日	会場名		所在地	定員	開催地	開催時間
6月25日(火)	弘前市総合学習センター	大会議室	弘前市大字末広4-10-1	96人	弘前	13時30分から15時30分
6月27日(木)	ユートリー	多目的中ホール	八戸市一番町1-9-22	130人	八戸	13時30分から15時30分
7月3日(水)	下北文化会館	研修室2	むつ市金谷1-10-1	64人	むつ	13時30分から15時30分
7月11日(木)	アピオあおもり	大研修室2	青森市中央3-17-1	90人	青森	13時30分から15時30分
7月17日(水)	十和田奥入瀬合同庁舎	1階共用会議室	十和田市西二番町14-12	45人	十和田	13時30分から15時30分
7月19日(金)	五所川原中央公民館	第1会議室	五所川原市宇一ツ谷504-1	64人	五所川原	13時30分から15時30分

〈お問い合わせ先〉



厚生労働省 青森労働局雇用環境・均等室

〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階

TEL 017-734-4211 FAX 017-777-7696

内 容

(1)パートタイム・有期雇用労働法について

青森労働局 雇用環境・均等室 担当者

- ・法改正のポイント
- ・同一労働同一賃金への対応に向けた取組手順について

(2)派遣労働者の均等・均衡待遇に向けた労働者派遣法の改正について

青森労働局 職業安定部 需給調整事業室 担当者

※説明終了後、働き方改革に関する個別相談会を実施します。

パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の施行により

正社員と非正規社員の間不合理な待遇差が禁止されます。

～2020年4月1日施行～

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

改正のポイント

非正規社員(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)について、以下の1～3を統一的に整備します。

- 1 不合理な待遇差の禁止
- 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
- 3 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き(行政ADR)の整備

〈お申し込みはこちらから〉 本紙にご記入いただき、そのままFAXによりお申込みください。

申込先: 青森労働局雇用環境・均等室 FAX 017-777-7696

※申込が定員を超え、ご参加いただけない場合は、当局から連絡いたします。

説明会の参加希望
※希望する地域を○で囲んでください。

弘前・八戸・むつ・青森・十和田・五所川原

企業名

参加者氏名

連絡先電話番号